

太平洋南部キンメダイ資源回復計画の23年度の取組状況

【資源回復計画に基づく取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

各海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第十一号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間の1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H19	H20	H21	H22	H23
36トン	51トン	17トン	18トン	27トン

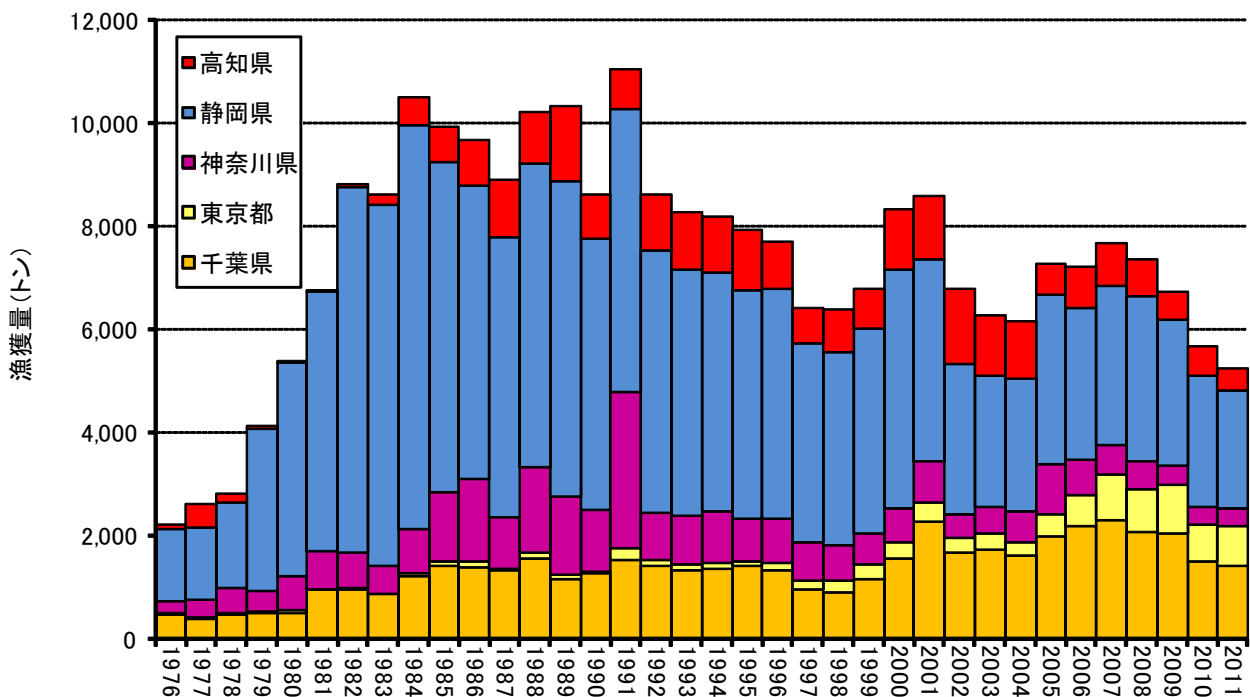


図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移